

雇用ジャーナル



令和5年2月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26 小野町公式イメージ
キャラクター小桜ちゃん
TEL024-942-8609

雇用の動き（令和4年12月内容）

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、2.02倍と前月比で0.31ポイント低下、前年同月比で0.11ポイント上昇した。平成24年6月から126ヵ月連続で1倍を超えている。
新規求人倍率は、4.91倍と前月比で2.20ポイント、前年同月比で0.18ポイント上昇している。

1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和4年12月	令和4年11月	令和3年12月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.35 倍	1.35 倍	1.17 倍	0.00 ポイント	0.18 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.45 倍	1.42 倍	1.35 倍	0.03 ポイント	0.10 ポイント
● 郡山地域	2.02 倍	1.71 倍	1.91 倍	0.31 ポイント	0.11 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.5 %	2.5 %	2.7 %	0.0 ポイント	▲ 0.2 ポイント

2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	939 件	1,133 件	977 件	▲ 17.1 %	▲ 3.9 %
● 新規求人数	4,614 人	3,071 人	4,622 人	50.2 %	▲ 0.2 %
うち正社員	1,783 人	1,607 人	1,619 人	11.0 %	10.1 %
● 有効求職者数	5,356 人	5,745 人	5,484 人	▲ 6.8 %	▲ 2.3 %
● 有効求人数	10,838 人	9,833 人	10,478 人	10.2 %	3.4 %
うち正社員	5,128 人	5,201 人	5,002 人	▲ 1.4 %	2.5 %
● 新規求人倍率	4.91 倍	2.71 倍	4.73 倍	2.20 ポイント	0.18 ポイント
● 有効求人倍率	2.02 倍	1.71 倍	1.91 倍	0.31 ポイント	0.11 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.42 倍	1.34 倍	1.36 倍	0.08 ポイント	0.06 ポイント
● 就職件数	323 件	394 件	368 件	▲ 18.0 %	▲ 12.2 %

3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,819 事業所	7,808 事業所	7,833 事業所	0.1 %	▲ 0.2 %
	● 被保険者数	155,982 人	155,858 人	156,124 人	0.1 %	▲ 0.1 %
	● 資格取得者数	1,823 人	2,212 人	1,891 人	▲ 17.6 %	▲ 3.6 %
	● 資格喪失者数	1,685 人	2,079 人	1,784 人	▲ 19.0 %	▲ 5.5 %
	うち事業主都合	69 人	70 人	68 人	▲ 1.4 %	1.5 %
給付	● 離職票交付枚数	1,028 枚	1,185 枚	1,091 枚	▲ 13.2 %	▲ 5.8 %
	● 受給資格決定件数	263 件	268 件	249 件	▲ 1.9 %	5.6 %
	● 初回受給者数	241 人	274 人	298 人	▲ 12.0 %	▲ 19.1 %
	● 受給者実人員	1,247 人	1,295 人	1,336 人	▲ 3.7 %	▲ 6.7 %
● 支給総額		152,304 千円	173,324 千円	164,493 千円	▲ 12.1 %	▲ 7.4 %

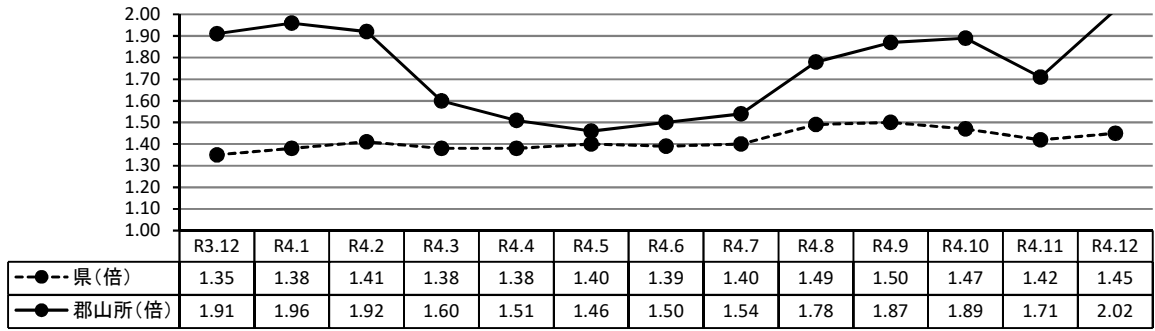
4 就業地別有効求人数

● 郡山市	7,970 人	8,294 人	7,852 人	▲ 3.9 %	1.5 %
● 田村市	584 人	633 人	541 人	▲ 7.7 %	7.9 %
● 三春町	249 人	221 人	261 人	12.7 %	▲ 4.6 %
● 小野町	136 人	148 人	125 人	▲ 8.1 %	8.8 %
合 計	8,939 人	9,296 人	8,779 人	▲ 3.8 %	1.8 %

NO. 1 有効求人倍率の推移

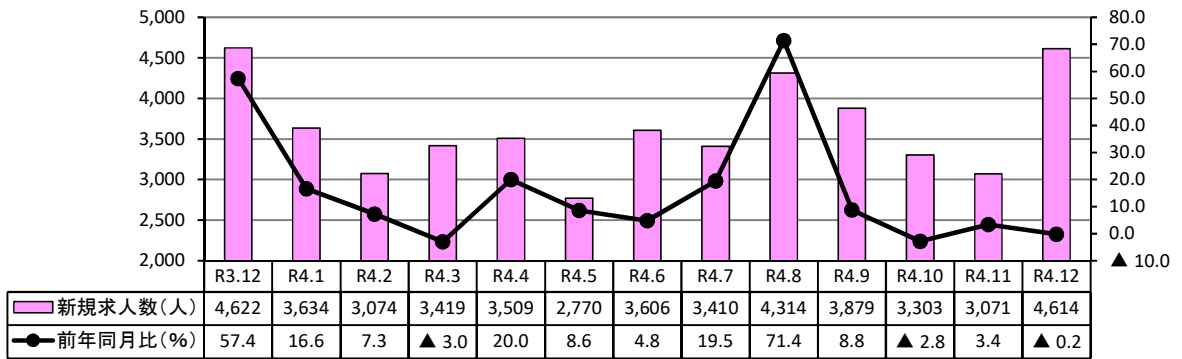
有効求人倍率 前月に比べ0.31ポイント上昇

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



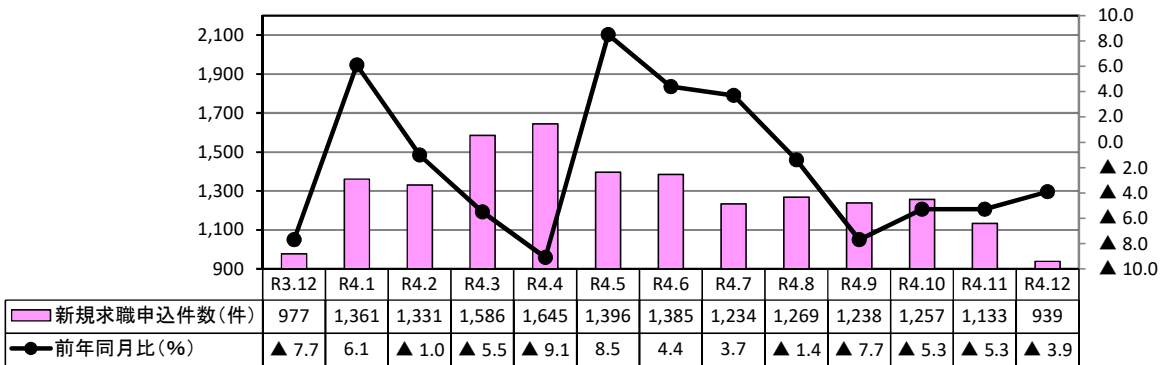
NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ50.2%増加



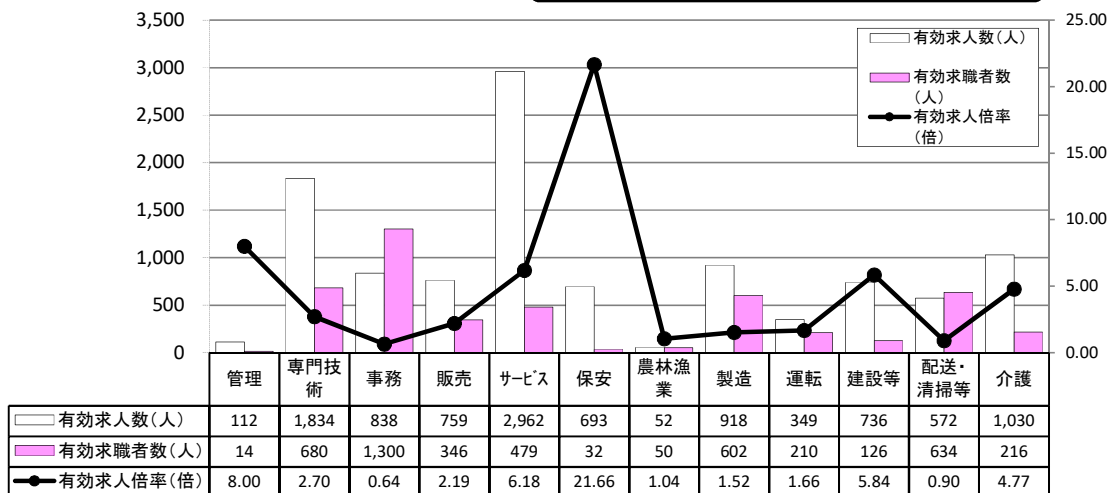
NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ17.1%減少



NO. 4 職業別有効求人倍率

有効求人倍率 前月に比べ0.31ポイント上昇



事業主・求職者のみなさまへ

ミドルエール(35~54才)のため

ミニ企業説明会

参加企業を随時募集中です

第一部:事業所担当者より仕事について説明 / 第二部:求職者との個別面接会

(事業所の方へ)

求人票やインターネットでは伝わらない事業所の情報を求職者のみなさんに直接伝えてみませんか?

(求職者の方へ)

個別面談会は担当者と直接話ができるので、疑問や不安を解消できるチャンスです。



【令和5年1月17日(火)開催時の様子】

* 詳しくは ミドルエールコーナー(就職氷河期世代専門窓口)へ

次回は
2/21
(火)



求人ご担当者のみなさまへ

求人者マイページ活用セミナー 開催のお知らせ

- 求人者マイページをもっと活用したい!
- 求人者マイページを使うのに不安がある…。

※ぜひお気軽にセミナーにご参加ください!

- 日時: **令和5年3月6日(月)** 10:30~11:30
(受付10.00~)
- 場所: ハローワーク郡山 セミナールーム
- 定員: 最大10社 (1社2名まで)

説明内容

- 求人者マイページの開設方法
 - 求人者マイページでの求人申し込み方法
 - 求人者マイページでの求職者へのリクエストの実施方法 など
- ※ 質疑応答の時間あり。説明内容以外の質問も承ります。

- 申込方法: ハローワーク郡山 求人企画部門 kyuujin07040@mhlw.go.jp 宛に
(全て小文字) (IL)

【事業所名・事業所番号・参加者氏名・希望日時】を本文に入力し
送信してください。申込みメールを確認しましたら、返信をいたします。

* お問い合わせは 求人・企画部門へ

ハローワーク郡山を利用する事業所の
65%以上がマイページより求人の申
し込みをしています!

事前申込みが
必要です!



【お知らせ】

ハローワーク郡山で毎月作成している「雇用ジャーナル」が令和5年2月より福島労働局ホームページからご覧いただけます。

【更新日】 毎月15日前後

【掲載場所】 福島労働局 > 事例・統計情報 > 雇用に関する統計情報 > 雇用失業情勢・職業紹介に関する統計情報

※県内すべてのハローワークの雇用情勢を掲載しますので、一目で県内各地のハローワークの動きをご確認いただけます。

事業主のみなさまへ

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）拡充のお知らせ
就職が困難な方を採用し、人材育成を行い、賃金を引き上げることで助成金の額が通常より上がります

就職が困難な方（未経験職種への転職を希望する方）を「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現すると以下の助成が受けられます。
 （「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます）

通常の1.5倍

特定求職者雇用開発助成金（採用の助成金）

人材開発支援助成金（訓練の助成金）

助成額

90万円

～

360万円

※短時間労働者以外の場合の助成額。

訓練費用の
助成率

30%

～

75%

- ・特定求職者雇用開発助成金を利用する場合、「賃金助成額」は支給されず、「経費助成」のみ支給されます。
- ・訓練の内容や対象者の違いにより助成率が異なります。

助成開始対象

令和4年12月2日以降の採用

● お問合せは 助成金担当窓口へ

事業主のみなさまへ

令和5年度から「特定求職者雇用開発助成金」の見直しを行います

令和5年度からの見直し（予定）

コース名	見直し内容
成長分野等人材確保・育成コース （成長分野等の業務に従事させる事業主への助成）	変更：対象分野 見直し前 成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する方 ⇒生産工程の業務、販売の業務、運送の業務なども含めて対象 見直し後 成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する方 ⇒ 専門的職業に従事する方を対象 (例：プログラマー、システムエンジニアなど)
	変更：対象労働者 見直し前 経験者も対象 見直し後 未経験者* のみ対象 ※求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介を実施。原則はそれをもって対象者の要件に該当するものとなる。 ※経験1年未満の職種も、未経験職種として取り扱う。
	生涯現役コース 廃止
特定就職困難者コース	生涯現役コースの廃止に伴い 65歳以上の方を新たに対象
被災者雇用開発コース	廃止
就職氷河期世代安定雇用実現コース	変更：対象労働者 見直し前 過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を遡算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方 見直し後 ※下線部の要件を新たに追加 過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を遡算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方 ただし、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用の職を離職した方でないこと

「特定求職者雇用開発助成金」とは・・

ハローワークなどの職業紹介により就職が困難な方（障害者、高齢者、母子家庭の母など）を採用した事業主の方に対する助成制度です。

令和5年度から見直される主な内容（予定）は表の通りです。



- * 令和5年度予算の成立等が前提のため、今後変更される可能性があります。
- * 令和5年4月1日以降に採用する方について、新たな要件が適用される予定です。

● お問合せは 助成金担当窓口へ